医科外来等感染症対策実施加算について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、当院では感染症対策を講じた上で診療を行っております。

健康保険法の診療報酬算定に基づき、令和 3 年より医科外来等感染症対策実施加算（5 点）

6 歳未満の患者様につきましては、乳幼児感染予防対策加算（100 点）

初診・再診のすべての患者様に算定させていただきます。

ご理解の程よろしくお願いいたします。